

農の雇用ステップアップ支援事業費補助金 (農業コラボ研修事業)の事務手続きについて

1. 研修実施計画書提出 (随時)

○研修実施計画書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 研修実施計画承認 (研修実施計画書提出から30日以内)

3. 交付申請提出 (研修実施計画承認時に通知する日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出の必要はありません。

6. 事業完了

※事業の完了とは：研修実施計画で定めた研修期間の満了、または研修中止。
※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

7. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内 もしくは翌年度の4月20日のいずれか早い日)

※実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

提出書類：様式2号(事業報告書)、様式3号(収支決算書)

資料提出・
問い合わせ先

鳥取県農林水産部 農業振興監経営支援課 就農支援担当
住所：〒680-8570 鳥取市東町1-220
電話：(0857)-26-7261
メール：keieishien@pref.tottori.lg.jp